

函館市自治基本条例

ちくじょうかいせつしょ
(逐条解説書)



函 館 市

【はじめに】

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行され、国と地方公共団体との関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係に大きく変わるとともに、国から地方公共団体への大幅な権限移譲が図られるなど、「地方分権」の波が地方へ大きく押し寄せてきました。

さらに、平成22年6月22日には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、今後、より具体的な取り組みが進められることが示されました。

また、本市においては、平成16年12月1日に、旧函館市と旧戸井町、旧恵山町、旧楳法華村、旧南茅部町が合併して新しい函館市となり、さらに、平成17年10月1日には中核市に移行したことにより権限移譲も進み、市民に対する役割と責任が増大してきたところです。

このような中で、本市においても、地方分権の時代にふさわしいまちづくりを推進するとともに、市民自治をより一層進めるため、平成18年3月に「函館市自治基本条例懇話会」を設置し、自治基本条例の必要性の有無、条例のあり方や策定方法などについて検討を行ない、平成19年6月に、自治基本条例の必要性と市民参加による条例の策定について市長へ提言しました。

そして、市はこの提言を受け、条例を策定するにあたり、平成19年8月に市民公募委員を含む「函館市自治基本条例策定検討委員会」を設置し、委員会は、平成20年12月まで計40回の会議および計11回の市民ワークショップなどを開催して、条例の内容等について具体的な検討を行ない、平成21年1月に市長へ提言書を提出しました。

今回制定した「函館市自治基本条例」は、市が策定検討委員会からの提言を基本として、パブリックコメント（意見公募）による市民の意見等を踏まえて作成した条例案を、市議会が慎重に議論を重ね、一部修正のうえで可決されたものであり、多くの市民の意見や提言などが反映された内容となっています。

今後におきましては、市民・議会・市長等の三者が、この自治基本条例の趣旨を十分に尊重し、それぞれの役割と責務を果たしながら、よりよい函館市の実現をめざして、ともにまちづくりを進めていくこととなります。

函館市自治基本条例 逐条解説書

目次

○はじめに	．．．．．	P 1
○目次	．．．．．	P 2
○函館市自治基本条例（逐条解説）	．．．．．	P 3

<逐条解説>

前文	．．．．．	P 3
第1章 総則（第1条～第3条）	．．．．．	P 4
第2章 基本理念および基本原則（第4条・第5条）	．．．．	P 6
第3章 情報の共有（第6条・第7条）	．．．．．	P 7
第4章 参加および協働（第8条～第11条）	．．．．．	P 8
第5章 市民（第12条）	．．．．．	P 11
第6章 議会および議員（第13条・第14条）	．．．．．	P 12
第7章 市長および職員（第15条・第16条）	．．．．．	P 14
第8章 行政運営（第17条～第27条）	．．．．．	P 15
第9章 国，北海道等との協力および連携（第28条）	．．．	P 24
第10章 条例の見直し（第29条）	．．．．．	P 25
附 則	．．．．．	P 25
○函館市自治基本条例（本文）	．．．．．	P 26

前文

わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、更には、北海道の海の玄関口となるなど、巴の港を舞台にさまざまな交流が行われ、発展してきました。

豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂うまち並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合しているまちで、このまちには、歴史に刻まれた人々、文化をはぐくんだ多くの人々の活動や営みが息づいています。

わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちが、更に輝き、だれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれ、心はずむ函館となるよう、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、わたしたち一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、郷土に対する愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動し、市民自治によるまちづくりを進めていくことが必要です。

わたしたちは、自ら行動して主体的にまちづくりにかかわるという決意を示すとともに、その担い手である市民、議会および市長等のそれぞれの役割や相互の関係などを明らかにして、ここにまちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します。よりよい函館にするために。

【考え方】

前文では、本市のこれまでの成り立ちから、現在、この地で暮らす人々と次世代の人々が主体となってまちづくりに関わっていくために、この条例の制定を通じて市民一人一人がまちづくりに関心を持ち、主体的に行動していく決意などを明らかにしています。

第1段落では、本市の歴史的経過を述べています。本市は、幕末の激動期に国際貿易港として開港したことにより、諸外国や本州との交易はもとより異国の文化や技術に触れ、その影響を受けてきました。時代が進み、青函連絡船の就航により交通の要衝として栄え、また、北洋漁業の基地となるなど、南北海道の中核都市として、海と港を舞台として発展してきました。

第2段落では、本市の自然等と市民の動静を述べています。本市を形容する海や山などの自然環境や開港に伴い諸外国の文化が流入し形成された西部地区特有の歴史的景観、そして国内外に誇る夜景などのたたずまいが、市民生活に根ざしたものとなり、時代の移り変わりとともに地域固有の文化をはぐくんできました。

第3段落では、先人たちが築き上げてきたこのまちが、「安心して豊かに暮らせる函館」、「夢と希望にあふれ、心はずむ函館」となるよう、わたしたち（市

民，議会，市長等）が次の世代へ引き継いでいく責務があり，そのために市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し，そして郷土に対する愛や誇りと責任を持って，市民自治によるまちづくりを進めることが必要であることを確認しています。

第4段落では，市民，議会および市長等が主体的に行動し，まちづくりに関わるという決意を示すとともに，よりよい函館にするために，まちづくりの原点となるこの条例を制定することを述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，本市における市民自治の基本理念および基本原則を定め，市民，議会および市長等の役割，責務等を明らかにするとともに，行政運営の基本事項を定めることにより，市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

【考え方】

ここでは，この条例を制定する目的を定めています。

この条例の目的は，「市民自治によるまちづくりを推進する」ことです。そのため，この条例では市民自治の基本的な考え方やルールとしての「基本理念」や「基本原則」を明らかにするとともに，市民，議会と市長等の役割や責務，行政運営上において行わなければならない基本的な取り組みなどを定めることとしています。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義については，次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者，市内に通勤し，または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 協働 市民，議会および市長等が，それぞれの役割，責務等を自覚しながら，互いの立場を尊重し，対等な関係で協力し合うことをいいます。

【考え方】

ここでは、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語（「市民」、「市長等」、「協働」）の意味を示しています。

（１）「市民」

この条例での「市民」の範囲は、地方自治法上に規定されている住民[※]，すなわち、市の区域内に住所を有する者（個人や法人）に限らず、本市に通勤・通学する人や、町会・ボランティア組織やNPOなどの市内で活動する法人や団体などもまちづくり重要な担い手であることから、市民の意味を広くとらえて定義しています。

（２）「市長等」

市長等は、市長のほか、公営企業（水道局，交通局，病院局）や教育委員会，選挙管理委員会などの執行機関のことをいいます。

（３）「協働」

協働は、市民，議会，市長等のそれぞれが，自らの役割と責務等を自覚しながら，お互いの立場を尊重し，対等な関係で協力し合うことをいいます。

【注記】住民

★地方自治法★

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

（この条例の位置付け）

第3条 市民，議会および市長等は，本市のまちづくりの推進に当たっては，この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市（議会および市長等をいいます。以下同じ。）は，条例，規則等の制定，改正または廃止に当たっては，この条例との整合を図らなければなりません。

【考え方】

ここでは、自治基本条例の位置づけについて定めています。

たとえ、自治基本条例を制定しても、その内容に沿ってまちづくりが進められなければ、意味がありませんので、この条例の趣旨を最大限に尊重して、まちづくりを進めなければなりません。

また、市が他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をしようとするときには、この条例に定める「基本原則」や「基本理念」に合致しているかなど

の整合を図らなければなりません。

第2章 基本理念および基本原則

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体です。

2 市政は、市民の信託に基づくものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。

【考え方】

ここでは、「市民自治によるまちづくり」を実現するための基本理念を定めています。

市民を「まちづくりの主体」として位置づけ、市民が主役のまちづくりに取り組んでいくことを定めています。

また、市長や市議会議員は、住民の直接選挙で選ばれ、市政を信託されていますので、市は、市政の公正かつ誠実な運営に努める必要があります。

(基本原則)

第5条 市民のまちづくりに参加する機会は、平等に保障されるものとします。

2 市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。

3 市民および市は、協働によるまちづくりを進めます。

【考え方】

ここでは、この条例の目的である「市民自治によるまちづくりを推進する」ための3つの基本原則を定めています。

1つ目の基本原則は、「まちづくりへ参加する機会の保障」です。市民のまちづくりへの参加は強制されるものではありませんが、参加したいと思った時に、その入口が閉ざされていれば、市民の参加は進みませんし、特定の市民だけが参加するようでは、効果的なまちづくりは期待できません。こうしたことから、市民がまちづくりに参加する機会は、広く平等に保障される必要があります。

2つ目の基本原則は「情報の共有」です。市民と市が、それぞれが保有する情報だけでまちづくりを進めても、まちの活性化や両者の連帯感の醸成はうま

く図られません。こうしたことから、この両者が、信頼関係を築き、効果的にまちづくりを進めていくためにも、まちづくりに関する情報をお互いに共有する必要があります。

3つ目の基本原則は「協働」です。まちづくりは、市が全てを行うものではありませんし、市民だけでできるものでもありません。こうしたことから、市民と市が、ともに自らの役割と責務を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、対等な関係で協力してまちづくりに取り組む必要があります。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第6条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するように努めなければなりません。

2 市は、広報紙、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。

【考え方】

ここでは、基本原則の1つである「情報の共有」についての基本的な考え方を定めています。

市民、議会、市長等が協働してまちづくりを進めていくうえで、共通の認識を持つことは必要不可欠なことになりますので、特に数多くの情報を保有する市は、市民に対し、積極的かつ迅速に、そして分かりやすくそれらの情報を提供するように努めなければなりません。

また、多くの市民がそれらの情報を容易に集めることができるよう、市は、これまでも増して、広報紙やホームページのほか、テレビ・ラジオなどのさまざまな情報手段等を活用し、情報の提供に努める必要があります。

(情報の公開)

第7条 市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開しなければなりません。

【考え方】

ここでは、情報を共有するうえで、市民の知る権利が保障されることなどについて定めています。

まちづくりに関する情報の多くは、市政や議会に関する情報です。市が保有していても、普段市民に提供していない情報について、その公開を請求することで、何人でもその情報を知ることができる権利を保障し、個人情報など公開できない情報を除き、市は原則として公開しなければなりません。

本市では、個人情報を適切に管理し、保護するとともに、開示請求等の権利を保障する目的で、平成2年12月に「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」を制定し、運用を図っています。

◆上記条例に関する問い合わせ先：総務部文書法制課（21-3656）

第4章 参加および協働

（まちづくりへの市民参加の推進）

第8条 市は、市民のまちづくりへの参加を推進します。

2 市は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努めます。

3 市長等は、政策等について、その立案、実施、評価等の各段階において、市民が参加できるよう努めます。

4 市は、まちづくりの推進に当たっては、広く市民の意見を聴く機会を設けるとともに、その機会の効果的な周知に努めます。

【考え方】

ここでは、基本原則の1つである「参加」について、市民のまちづくりへの参加を推進するために市がとるべき基本的な考え方について定めています。

市民自治を広げ、協働によるまちづくりを進めるためには、まず、市民がまちづくりへ参加することが基本となりますので、市は市民のまちづくりへの参加を積極的に推進することが必要になります。

そのため、市は各種審議会の委員の公募やワークショップ、フォーラムの開催など、市民がまちづくりに参加し、活動できる場を提供することが必要になります。また、例えば、「多くの市民が参加しやすい時間帯に会議等を開催する」、「子育て世代の市民が参加しやすいよう託児を行う」などといった、市民が参加しやすくなるための環境づくりのほか、会議の開催案内や委員公募についての積極的な情報提供なども重要になりますので、市はこうした市民参加を推進するための仕組みの整備に努める必要があります。

また、市民が主体となったまちづくりを進めるため、市長等は、政策の立案や実施（協働して行う事業など）、評価（行政評価にかかる外部評価など）のそれぞれの段階において、市民が参加できるような環境づくりに努める必要があります。

さらに、市がまちづくりを推進する場合には、上記委員公募やワークショップなどのほか、パブリックコメント（意見公募）手続き（第27条参照）などにより、広く市民の意見を聴くとともに、その機会について広く市民へ知らせるよう努める必要があります。

（協働によるまちづくりの推進）

第9条 市民および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。

2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性を尊重します。

【考え方】

ここでは、基本原則の1つであり、これからのまちづくりにおいて必要不可欠となる「協働」についての基本的な考え方を定めています。

市民が主役となるまちづくりを進めるためには、市民、議会および市長等のそれぞれが自分本位の考え方でまちづくりを進めるのではなく、それぞれの立場や役割が違う三者が、お互いに、その立場を理解し、信頼関係を築きながら、協力してまちづくりを推進するよう努める必要があります。

また、協働によるまちづくりを推進する場合に、市民の協働に対する意識が損なわれないように、市は市民の自主性を尊重する必要があります。



(住民投票)

第10条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民（市内に住所を有する者(法人を除きます。)に限ります。第3項において同じ。)の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。

4 市長は、住民投票の結果を尊重します。

【考え方】

ここでは、住民投票制度について定めています。

住民投票については、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するために行うものであり、あくまでも間接民主主義（選挙によって選ばれた市民の代表者としての議員と市（行政）との関係）を補完するための制度として位置付けられています。

この条例では、市長が、住民投票に必要な事項を定めた条例に基づいて、住民投票を実施できることとしています。

また、市長は、住民投票を実施する際には、「住民投票の案件は何か」、「実施した結果どうなるのか」などについての情報を市民に対してしっかりと提供するとともに、住民投票の結果について、十分に尊重する必要があります。

(住民投票に係る条例の制定請求)

第11条 議会の議員および市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を請求することができます。

【考え方】

住民投票を実施するための条例の発議権（請求権）は、地方自治法に保障されている条例全般の発議権（請求権）^{*}の1つですが、特に広く市民に周知するという観点から、改めて条文化しています。

また、条例の発議権については、市長のほか、議会にもありますが、地方自治法第74条では「普通公共団体の議員及び長の選挙権を有する者」についても

「条例の制定・改廃」の請求をすることができることとなっています。

【注記】 条例の制定または改廃の請求

★地方自治法★

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

第5章 市民

（市民の権利および責務）

- 第12条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。
- 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。
 - 3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとします。
 - 4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします。
 - 5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【考え方】

ここでは、市民がまちづくりを進めていくうえでの権利や責務について定めています。

市民は、まちづくりに参加する権利を等しくもっています。性別や地位、肩書きなどで、その立場が左右されることなく、まちづくりには、誰もが自分の意思で、自由に、そして、平等な立場で参加することができます。

また、市民が協働してまちづくりを進めていくうえでは、市が保有する情報を共有することが重要となりますので、その情報について、市民は知る権利を有しています。（第6条および第7条参照）

一方で、市民が権利を主張するばかりで、まちづくりに対して無関心・無責任であってはならないものと考えます。市民は、まちづくりの主体として、その役割を認識し、お互いを尊重しながら、協力してまちづくりを推進するよう努める必要があります。

また、市民のまちづくりへの参加については、決して強制されるものではありませんが、市民それぞれの実情にあわせて、可能な範囲でまちづくりに参加するよう努めることとしています。

さらに、市民のまちづくりの主体として立場を考慮すると、そのまちづくりに対する言動は、大きな影響力があると考えられますので、当然ながら、市民は自らの発言や行動に責任を持って、まちづくりに参加しなければなりません。

第6章 議会および議員

（議会の役割および責務）

第13条 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては、市民意見の把握に努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する役割を果たすものとします。

2 議会は、政策形成機能の充実に努めなければなりません。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、議会の役割や責務を定めています。

議会は、住民の信託に基づいた二元代表制（住民による選挙で、市長と議員のそれぞれが市民の代表として選出されること）の一翼を担う機関として、市長とは独立・対等の関係にあります。

議会の大きな役割の1つに、議会に提出された議案を議決する*という、市の意思決定機関としての役割があります。議会は、市民の代表である議員の合議体であることから、その意思決定に際しては、市民の意見を十分に把握するよう努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する重要な役割も果たすこととしています。

また、地方分権が進む中、「地方のことは地方で決める」ことがより一層求められると考えます。こうしたなかで、地方議会においても、活発に議論し、議員が条例案を提出したり、政策を提言するなど、議会自ら政策形成機能の充実に努めなければなりません。

さらに、現在、「議会だより」を発行するほか、本会議をケーブルテレビで放映したり、質問予定者やその内容などを事前に公表するなど、市民に議会を知ってもらうためのさまざまな取り組みを行っており、今後においても、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

【注記】 議会の議決

★地方自治法★

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。 (4～15は略)

(議員の責務)

- 第 14 条 議員は、市民の意見を積極的に把握するとともに、議員としての倫理観、使命感およびまちづくりについての理念を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、市民の負託にこたえるよう活動し、その活動内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

【考え方】

ここでは、議員の責務について定めています。

議員は、選挙で選ばれた市民の代表であることから、市民が何を考え、何を望んでいるのか積極的に把握するとともに、市民の信託を受けた議員として、倫理観や使命感、そしてまちづくりに対する自らの理念をしっかりと持ち、市民のために、公正かつ誠実な議員活動をしなければなりません。

また、議員は市民の負託を受けたものとして、市民から身近な存在となるよう活動するとともに、その活動内容を市民へ積極的に分かりやすく説明しなければなりません。

第7章 市長および職員

（市長の責務）

第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません。

2 市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければなりません。

3 市長は、地域の活性化に努めるとともに、地域の魅力を高め、積極的に発信しなければなりません。

4 市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用に努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、市長の責務について定めています。

市長は、市の代表者としての役割と、議会とともに二代表制を担う立場にあります。市長は、選挙で選ばれた市の代表ですので、市民のことを第一に考え、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民との対話を深め、市民が何を求め、何を考えているかをきちんと把握したうえで、効果的な施策の推進に努めなければなりません。

また、市長が、自らの描く明確なまちの将来像を市民に明らかにし、強いリーダーシップを最大限に発揮して、まちづくりに取り組まなければなりません。

市長は、地域経済のみならず、芸術・文化・スポーツの振興などを含めた地域の活性化に努めるとともに、観光資源などの地域の魅力を高め、自ら広告塔となって、国内外に積極的に発信しなければなりません。

市長は、市民の信頼に応えるよう市職員を適切に指揮・監督し、これからの市政を担う人材を育成するとともに、市民ニーズが多様化するなかで、専門的・重点的に行う施策に対応するため、必要に応じて民間等から専門的な知識や技術を持った人材を広く求め、その活用に努めなければなりません。

(職員の責務)

第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に、迅速に職務を遂行するとともに、市民に誠意をもって接しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得および研さんに努めて、市民に質の高い行政サービスを提供するようにし、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。

【考え方】

ここでは、市職員の責務について定めています。

市政を進めるうえで、実際に事務を行い、また、市民と直接対応するのは職員です。

職員は、市民と直接対応するため、その態度が横柄であったり、市民に不親切なものであってはなりません。こうしたことから、職員は、市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、誠意をもって接しなければなりません。

また、職員は、職務を遂行するうえで、ときには公権力を行使する立場にあります。そのことを職員一人ひとりが自覚することが必要です。こうしたことから、職員は職務上必要となる知識の習得や幅広い分野での自己研さんに努め、市民に対して質の高い行政サービスを提供することによって、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。

第8章 行政運営

(総合計画)

第17条 市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。）を策定しなければなりません。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加の機会の充実に努めます。

3 市長等は、総合計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に公表します。

【考え方】

ここでは、総合計画に対する基本的な考え方について定めています。

総合計画は、議会の議決を経て定められる基本構想と、その実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画により構成される計画のことをいい、本市では、現在、平成19年度から平成28年度の10年間にわたる「新函館市総合計画」を策定して、まちづくりを進めています。

市長等は、まちの将来を見据えた総合的で計画的な行政運営を図る必要があることから、これらの計画を策定しなければなりません。

また、この計画は、本市の未来を示す重要な計画であることから、その策定に当たっては、より多くの市民に意見を聴くなど、その参加機会の充実に努める必要があります。

さらには、この計画を着実に推進するために、市長等は、計画に基づくまちづくりが進められているかを適切に進行管理したうえで、市民に対し、その結果を公表する必要があります。

（組織および運営）

第18条 市長等の組織は、市民が利用しやすく、簡素で効率的に、かつ、機能的になるよう編成されなければなりません。

2 市長等は、定員の適正化を図るなど、常に組織およびその運営の合理化に努めなければなりません。

3 市長等は、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することができるよう、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識の向上に努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、市の組織および運営に対する基本的な考え方について定めています。

市の組織については、まず、市民が分かりやすく、利用しやすいことが第一であり、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう編成されなければなりません。

地方自治法では、地方公共団体は、組織および運営の合理化に努めることや、その組織は明確な範囲の所掌事務と権限を持つ執行機関（企画部、総務部や教育委員会など）によって系統的に構成するとともに、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮しなければならないとされています*。こうしたことから、効率的で無駄のない職員配置を図るなど、常に組織や運営の合理化に努めなければなりません。

さらには、めまぐるしく変化する社会経済情勢に迅速に対応するため、縦割り行政の解消に努めるなど、組織内での横断的な連携や調整を図るとともに、職員の意識の向上に努めなければなりません。

【注記】 組織など

★地方自治法★

第2条 (1～14項略)

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(以下略)

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

(財政運営)

第19条 市長等は、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、予算および決算の内容ならびに財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めなければなりません。

3 市長は、総合計画や行政評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成するよう努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、市の財政運営に係る基本的な考え方について定めています。

地方自治法では、地方公共団体が事務処理を行う場合は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」こととされており、また、地方財政法においては、その財政運営については、「健全な運営に努め」ることを基本とし、合理的な基準による予算編成、目的達成のための必要かつ最低限の予算執行、将来の財政状況を考慮した予算編成や予算執行をしなければなりません*。こうしたことから、市長等は、市民サービスを安定的かつ効果的に継続して提供していくため、中長期的な展望に立って、健全な財政運営に努めなければなりません。

また、市民に市の財政状況をよく理解してもらうことも必要ですが、市民に

とって市の財政は難しい用語や指標があり、分かりにくいものです。こうしたことから、市長は、予算・決算の内容や財政状況を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保を図り、市の状況を市民と共有するよう努めなければなりません。

さらに市長は、予算を編成する場合には、総合計画や行政評価等の結果を踏まえ、貴重で限りある財源の効率的で効果的な活用に努めなければなりません。

【注記】 財政運営

★地方自治法★

第2条 (1～13項略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。(以下略)

★地方財政法★

(地方財政運営の基本)

第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(財産管理)

第20条 市長その他の財産の管理の権限を有する者は、その所管する財産の適正な管理に努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、市の保有する財産管理の基本的な考え方について定めています。

市の財産には、建物や土地だけではなく、基金や債権、さらには、さまざまな権利なども含まれます。これは市民の貴重な財産であることから、こうした財産について、市は適正な管理に努めなければなりません。

また、「その他の財産の管理の権限を有する者」とは、教育委員会や公営企業管理者などのことを言います。

(行政手続)

第21条 市は、市民の権利利益を保護するため、行政手続に関して共通する事項を定めて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

【考え方】

ここでは、市が行う行政手続の基本的な考え方について定めています。

市は、市民生活に関連する多くの権限を持っています。こうした権限は市民の権利・利益をみだりに侵害することなく、適切に行使される必要がありますので、市が行う行政手続（申請に対する処分、不利益処分および行政指導）については、審査や処分の基準、行政指導の指針などの共通事項を定めて、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

本市では、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、平成8年12月に「函館市行政手続条例」を制定し、運用を図っています。

◆上記条例に関する問い合わせ先：総務部行政改革課（21-3668）

(個人情報保護)

第22条 市は、市民の基本的な人権を擁護するため、保有する個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

2 市民は、自己の個人情報について、その開示、訂正等を求めることができます。

【考え方】

ここでは、個人情報保護の基本的な考え方について定めています。

市は、戸籍や住民票、各種の名簿など、さまざまな市民の個人情報を保有しています。この個人情報については、市民の基本的な人権を守るうえで、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用されないよう適切に管理し保護されなければなりません。

また、市民は自己の情報について開示請求できるほか、記録に誤りがあった場合の訂正などを求めることができます。

本市では、個人情報を適切に管理し、保護するとともに、開示請求等の権利を保障する目的で、平成2年12月に「函館市個人情報保護条例」を制定し、運用を図っています。

◆上記条例に関する問い合わせ先：総務部文書法制課（21-3656）

(行政評価)

第23条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うとともに、その透明性を高め、説明責任を果たすため、適切な行政評価を実施しなければなりません。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めます。

3 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政運営に速やかに反映させ、その改善に努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、行政評価の基本的な考え方について定めています。

行政評価とは、行政の施策や事業の目的を明らかにし、その成果を具体的に表すことによって、その施策や事業の必要性、有効性、効率性などを評価し、その評価結果を、次の施策や事業に生かすことで、政策等の質を高めていくための仕組みのことをいいます。

市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行うためにも、また、行政運営の透明性を高めて、市民への説明責任を果たすためにも、市が行っている施策や事業について適切な行政評価を実施しなければなりません。

また、その評価をする場合には、市の内部による評価だけでなく、第三者による評価を実施することも重要と考えますので、市は、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努める必要があります。

さらに、行政評価の結果を行政運営に反映させなければ、その意味はありませんので、その結果を市民に公表するとともに、行政運営に反映させ、施策や事業の改善に努めなければなりません。

(監査制度)

第24条 本市は、法令に基づく監査を実施するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政の運営を確保するため、監査機能の一層の充実を図ります。

【考え方】

ここでは、行政運営のチェック機能としての監査制度の基本的な考え方について定めています。

市が適正かつ効率的で効果的な行財政運営を行い、市民からの信頼を確保することは必要不可欠なことです。チェック機能としての監査制度は、重要な役割を果たすこととなります。こうしたことから、監査委員による監査や中核市に義務付けられている包括外部監査などについて、法令に基づき実施し、その結果を公表するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政運営を確保するため、チェック機能としての監査機能の充実を図る必要があります。

【参考】 監査委員， 外部監査制度

★地方自治法★

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査することができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 都道府県

(2) 政令で定める市

(3) 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたもの

(以下略)

★地方自治法施行令★

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

(出資団体)

第25条 市長等は、本市が出資している団体について、出資の必要性、経営状況等を必要に応じて検証し、これを市民に公表しなければなりません。

【考え方】

ここでは、市が資本金などを出資している出資団体に対する基本的な考え方について定めています。

市の出資団体に対する出資の効果は、市民サービスの向上や地域振興策の推進など、広く地域にもたらされるものでなければなりません。こうしたことから、出資団体への関与について透明性を確保するため、市が出資している団体について、出資の目的、必要性、経営状況等について必要に応じて検証し、市民に公表しなければなりません。

(附属機関等)

第26条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。

【考え方】

ここでは、附属機関等に対する基本的な考え方について定めています。

本市では、市政へ市民意見を反映させ、市民の市政に対する関心を高めるために、法律または条例で設置される「附属機関」と、要綱等により市民の参加を求めて行政に対する意見を聴く「私的諮問機関」をあわせて、「附属機関等」と呼んでいます。

この附属機関等については、市民が市政へ参加するための仕組みの中で、大きな役割を果たすものと考えられることから、その参加する機会を広げるよう、こうした委員については、原則として、市民の公募委員を加えることとしています。

さらに、委員を選出する場合には、多様な市民意見を聴くため、委員の男女比率、年齢構成や選出区分が、著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。

(意見公募制度)

第27条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例および計画等の制定等に当たっては、市民の意見を反映させるため、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとします。

2 市長等は、市民から提出された意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市長等の考え方を公表します。

【考え方】

ここでは、意見公募制度、いわゆるパブリックコメント制度に対する基本的な考え方について定めています。

市民生活に重要な影響を与えるもの（市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画や市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例など）については、その計画などを策定する前に、広く市民の意見を求めるパブリックコメント（意

見公募)を実施することとしています。*

また、パブリックコメントで寄せられた市民の意見は、市にとって貴重なものとなりますので、市長等はそれらを判断材料の1つとして、その内容を十分に考慮して意思決定を行うとともに、その意思決定への反映の有無にかかわらず、提出されたすべての意見とそれに対する市長等の考え方を公表する必要があります。

【注記】パブリックコメント（意見公募）

本市においては、対象となる計画などの策定にあたり、上記手続要綱により実施しているパブリックコメントによって、事前に市民からの意見をいただいています。

また、パブリックコメントに実施に際しては、広報誌やホームページにより、実施時期やその内容などをお知らせしています。

さらに、パブリックコメントの実施期間（30日以上）は、担当部局の窓口のほか、ホームページにおいても、その内容を見ることができるようになっており、いただいた意見等については、ホームページにおいて、その意見等に対する回答を含めて公表しています。

第9章 国、北海道等との協力、連携

第28条 本市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしましてまちづくりを推進します。

2 本市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしましてまちづくりを推進します。

【考え方】

ここでは、国や北海道などとの協力・連携に対する基本的な考え方について定めています。

地方分権が進み、国と地方公共団体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと転換しており、本市は、適切な役割分担のもと、国・北海道と対等な立場で、お互いに、協力・連携をしましてまちづくりを推進する必要があります。

また、本市のまちづくりは、地域の中核都市としての位置づけから、近隣自治体のまちづくりとも関係が深く、その影響力も大きいものと考えます。こうしたことから、広域的な課題の解決や地域の相互発展のために、近隣自治体と積極的に協力・連携をしましてまちづくりを推進する必要があります。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の規定が社会経済情勢に適合した内容となっているかどうかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じなければなりません。

2 市長は、前項の規定により検討し、および必要な措置を講ずるに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとします。

【考え方】

ここでは、この条例の見直しに対する基本的な考え方について定めています。この条例は、市民自治のまちづくりにとって普遍的なものであると考えますが、この先、社会経済情勢は刻々と変化していくものと思われまますので、この条例についても、これらの変化にあわせて見直すことも必要となります。こうしたことから、市長は、この条例の規定が、社会経済情勢に適合した内容となっているかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて、見直し等の必要な措置を講じなければなりません。

また、その検討や条例の見直しについては、条例の趣旨からも、市が一方的に行うのではなく、市民を主体とした検討組織を設け、市民の意見を聴いて行う必要があります。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

【考え方】

ここでは、この条例の施行時期を定めています。

条例は、平成22年9月7日に議会において議決された後、速やかに公布されていますが、市民への十分な周知を図るため、施行日は平成23年4月1日としています。

函館市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 基本理念および基本原則（第4条・第5条）

第3章 情報の共有（第6条・第7条）

第4章 参加および協働（第8条～第11条）

第5章 市民（第12条）

第6章 議会および議員（第13条・第14条）

第7章 市長および職員（第15条・第16条）

第8章 行政運営（第17条～第27条）

第9章 国、北海道等との協力および連携（第28条）

第10章 条例の見直し（第29条）

附則

わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、更には、北海道の海の玄関口となるなど、巴の港を舞台にさまざまな交流が行われ、発展してきました。

豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂うまち並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合しているまちで、このまちには、歴史に刻まれた人々、文化をはぐくんだ多くの人々の活動や営みが息づいています。

わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちが、更に輝き、だれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれ、心はずむ函館となるよう、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、わたしたち一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、郷土に対する愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動し、市民自治によるまちづくりを進めていくことが必要です。

わたしたちは、自ら行動して主体的にまちづくりにかかわるという決意を示すとともに、その担い手である市民、議会および市長等のそれぞれの役割や相互の関係などを明らかにして、ここにまちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します。よりよい函館にするために。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念および基本原則を定め、市民、議会および市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営の基本事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 協働 市民、議会および市長等が、それぞれの役割、責務等を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力し合うことをいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 市民、議会および市長等は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市（議会および市長等をいいます。以下同じ。）は、条例、規則等の制定、改正または廃止に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 基本理念および基本原則

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体です。

2 市政は、市民の信託に基づくものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。

(基本原則)

第5条 市民のまちづくりに参加する機会は、平等に保障されるものとします。

- 2 市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。
- 3 市民および市は、協働によるまちづくりを進めます。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第6条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するよう努めなければなりません。

2 市は、広報紙、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。

(情報の公開)

第7条 市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開しなければなりません。

第4章 参加および協働

(まちづくりへの市民参加の推進)

第8条 市は、市民のまちづくりへの参加を推進します。

- 2 市は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努めます。
- 3 市長等は、政策等について、その立案、実施、評価等の各段階において、

市民が参加できるよう努めます。

- 4 市は、まちづくりの推進に当たっては、広く市民の意見を聴く機会を設けるとともに、その機会の効果的な周知に努めます。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。

- 2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性を尊重します。

(住民投票)

第10条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民（市内に住所を有する者（法人を除きます。））に限り、第3項において同じ。）の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。
- 4 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票に係る条例の制定請求)

第11条 議会の議員および市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を請求することができます。

第5章 市民

(市民の権利および責務)

第12条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第6章 議会および議員

(議会の役割および責務)

第13条 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては、市民の意見の把握に努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する役割を果たすものとします。

- 2 議会は、政策形成機能の充実に努めなければなりません。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝

えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握するとともに、議員としての倫理観、使命感およびまちづくりについての理念を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、市民の負託にこたえるよう活動し、その活動内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第7章 市長および職員

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません。

2 市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければなりません。

3 市長は、地域の活性化に努めるとともに、地域の魅力を高め、積極的に発信しなければなりません。

4 市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用に努めなければなりません。

(職員の責務)

第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に、迅速に職務を遂行するとともに、市民に誠意をもって接しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得および研さんに努めて、市民に質の高い行政サービスを提供するようにし、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。

第8章 行政運営

(総合計画)

第17条 市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。）を策定しなければなりません。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加の機会の充実に努めます。

3 市長等は、総合計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に公表します。

(組織および運営)

第18条 市長等の組織は、市民が利用しやすく、簡素で効率的に、かつ、機能的になるよう編成されなければなりません。

2 市長等は、定員の適正化を図るなど、常に組織およびその運営の合理化に努めなければなりません。

3 市長等は、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することができるよう、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識の向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第19条 市長等は、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、予算および決算の内容ならびに財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めなければなりません。

3 市長は、総合計画や行政評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成するよう努めなければなりません。

(財産管理)

第20条 市長その他の財産の管理の権限を有する者は、その所管する財産の適正な管理に努めなければなりません。

(行政手続)

第21条 市は、市民の権利利益を保護するため、行政手続に関して共通する事項を定めて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

(個人情報の保護)

第22条 市は、市民の基本的な人権を擁護するため、保有する個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

2 市民は、自己の個人情報について、その開示、訂正等を求めることができます。

(行政評価)

第23条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うとともに、その透明性を高め、説明責任を果たすため、適切な行政評価を実施しなければなりません。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めます。

3 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政運営に速やかに反映させ、その改善に努めなければなりません。

(監査制度)

第24条 本市は、法令に基づく監査を実施するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政の運営を確保するため、監査機能の一層の充実を図ります。

(出資団体)

第25条 市長等は、本市が出資している団体について、出資の必要性、経営状況等を必要に応じて検証し、これを市民に公表しなければなりません。

(附属機関等)

第26条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。

(意見公募制度)

第27条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例および計画等の制定等に当たっては市民の意見を反映させるため、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとします。

2 市長等は、市民から提出された意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市長等の考え方を公表します。

第9章 国、北海道等との協力および連携

第28条 本市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

2 本市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の規定が社会経済情勢に適合した内容となっているかどうかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じなければなりません。

2 市長は、前項の規定により検討し、および必要な措置を講ずるに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

編集・発行

函館市総務部行政改革課

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 13 号

TEL(0138)21-3668 FAX(0138)23-6405

MAIL:gyokaku@city.hakodate.hokkaido.jp